

総発第445号
令和5年3月22日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和5年2月21日付監発第92号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
農林水産課	<p>指摘事項</p> <p>【支出事務】 ○支払事務を長期間処理していなかったもの</p> <p>農村環境改善センター維持管理事業において、購入した消耗品（松山農村環境改善センターの清掃用品、雪囲い資材等）の請求書を契約検査課の検収後に納入先である松山総合支所で受領したが、請求書をコピーした後、原本を農林水産課へ送付することを失念し、債権者から未払いの連絡を受けるまで支払事務の未処理に気付かず、A社へは167日、B社へは49日支払いが遅延していた。</p> <p>請求書の適正な管理を行い、期限内に支払えるよう事務を改善すること。</p>	<p>令和5年1月16日から以下の対策を施した。</p> <p>①松山総合支所に請求書が送付された場合、紙ベースだと原本をコピーしたものと勘違いして送付しない恐れがあるため、原本をスキャンして支所では紙ベースで保管しないこと。</p> <p>②請求書が総合支所に到着した場合、速やかに電話・メール等で農林水産課に連絡した後送付すること。</p> <p>③発注担当課である農林水産課の担当者は、特に総合支所関連の消耗品の支払いについては執行状況を把握し確認を怠らないようにすること。</p>
農政課	<p>注意事項</p> <p>【収入事務】 ○督促状を発していなかったもの</p> <p>農政課管理の土地に係る市有財産賃</p>	<p>以降、本件に関しては、チェックリストを作成して、期日までの納付について確認を行っている。また、当該貸付料に関わら</p>

		<p>貸借契約について、令和3年度分の貸付料が納期限までに納付されず、督促状を発しないまま納付が394日遅延し、延滞金18,801円(年14.6%)が発生していた。同様に事業用定期借地権設定覚書による貸付料についても、督促状を発しないまま納付が90日遅延したことにより1,100円(年14.6%)の遅延損害金が発生していた。</p> <p>財務規則第123条第1項には「債務者が履行期限までに履行しない場合は、当該期限後20日以内に督促状を発しなければならない」と規定されているが、いずれも農政課では督促状を発していなかった。また、令和3年度分より先に令和4年度分が納付されていることから、督促状を発していれば、これほどの延滞金、遅延損害金にはならなかった。</p> <p>今後は財務規則にのっとり適正に事務処理すること。</p>	<p>ず、会計処理全般について、市財務規則に則り適正な事務処理に務めることを課内で確認している。</p>
農政課	注意 事項	<p>【補助金等の支出】</p> <p>○請求書の請求年月日を空欄とするよう指示しているもの</p> <p>園芸作物産地化推進支援事業費補助金に係る請求について、補助対象者宛てに期限まで請求書等を提出するよう依頼文書を送付しているが、添付されている請求書の記入例に「請求年月日は空欄でお願いします」と記載されていた。</p> <p>請求書については、適正な形で提出するよう指示すること。</p>	<p>以降は、請求年月日を記載し提出するよう指導することとして課内で周知徹底を図っている。</p>
農政課	注意 事項	<p>○交付金の交付申請額を超えた金額で交付決定されているもの</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金について、各団体から交付申請書が提出されているが、うち1団体からの交付申請書について、申請額(143,360円)を交付</p>	<p>以降は、適正な事務処理のために複数人でチェックするものとし、適正な事務執行に努めることを課内で確認している。</p>

		<p>決定額（143,800円）が440円上回っていた。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金交付要綱に基づき当該団体の交付対象経費を算定すると交付決定額と一致するが、団体から交付対象経費に満たない額で交付申請があったものである。</p> <p>交付金の交付については、関係書類を確認した上で適正に事務処理すること。</p>	
農政課	注意事項	<p>○交付金の事前交付に係る決裁区分に誤りがあったもの</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金について、20団体に総額23,560,520円を概算払いしている。概算払いの金額は団体ごとに異なるが、1団体当たりの最高額は5,553,500円となっている。</p> <p>事務決裁規程において、補助金の事前交付の決定については、1件500万円を超える金額のものについては、市長の決裁が必要と定められているため、当該概算払いについては市長の決裁が必要となるが、課長までの決裁により概算払いされていた。</p> <p>事務決裁規程にのっとり適正に事務処理すること。</p>	<p>以降は、起案文書の作成時に、担当者だけでなく課内の決裁権者も含めて市事務決裁規程や市補助金等交付規則等の確認を徹底する。また、本件に関わらず、慣例的な事務処理に終始することなく、根拠規程に基づいた適正な事務執行に努めることを課内で確認している。</p>